

ワーキンググループの設置について（案）

平成28年7月29日

デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会

「メタデータのオープン化等に関するガイドライン（案）」の専門的見地に基づく効率的な作成に資するため、デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会（以下、「協議会」という。）に、「メタデータのオープン化等検討ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）を、以下の通り設置する。

1. 構成

ワーキンググループの主査は協議会座長が行うこととし、構成員は主査が指名する。

2. 議事及び資料の公開

ワーキンググループの議事概要及び資料は、原則として、公開する。

3. 参考人の招致

主査は、ワーキンググループの審議に必要があると認める時は、参考人を招致することができる。

4. 庶務

ワーキンググループの庶務は、国立国会図書館及び文化庁その他の関係府省の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。

5. 運営事項

前各項に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

ワーキンググループの進め方（案）

1. 成果物

メタデータのオープン化等に関するガイドライン（素案）

2. 検討内容

- アーカイブの利活用に向けたメタデータのオープン化、サムネイル／プレビューの流通促進、デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題を含む、「デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会 中間報告」記載の課題に係る運用指針
- 上記の他、アーカイブの利活用推進に有益な情報発信に係る運用指針

3. スケジュール

- 構成員決定後、会合を数回（概ね4回程度）開催する。
- 平成29年1月を目処に協議会に成果物を提出する。